

## 富士見市自治基本条例の見直しについて

平成16年4月1日施行の富士見市自治基本条例は、第27条「条例の見直し」において、条例施行の日から5年を超えない期間ごとに見直しを実施することが規定されている。

平成20年度は条例施行後、初めての見直し時期に当たるため、見直し作業を実施した。

見直しは、市民で構成する市民参加及び協働を推進する組織「富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会」において6回、行政内部で構成する「富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会」において4回の会議を開催し、検討を進めた。

具体的検討は、条例施行時からの社会情勢の変化、本条例に関する現在の取組み、他市区町の条例内容の3つの視点から検証が行われた。

検討の結果、富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会から、『富士見市自治基本条例の見直しに関する提言書』が平成20年11月21日に、同庁内委員会からは『富士見市自治基本条例の見直しに関する報告書』が平成21年1月13日に、それぞれ提出された。

結論としては、両委員会からの検討結果(提言書及び報告書)は、どちらとも『課題は残すものの現時点では、条例改正するまでの事案は見当たらない。』というものであった。

市民懇談会の提言書では、課題として次のことが指摘されている。

- 市民提案制度・市民発議制度の実施
- 市民公益活動団体に対する具体的支援策(NPO法人等市民団体の設立時や活動拠点の支援)
- 行政評価の適切な実施。評価の方法を明確にし、具体的に実施すること(第三者を含めた検証【評価】機関の設置)
- 年度当初の市民参加協働推進計画(パブリックコメントの実施計画、各種審議会・懇談会等の委員募集予定計画や会議開催予定)
- 条例解説書の充実
- 市民に浸透させていくため、市民へのPR(リーフレットの作成)を積極的実施
- 条文の表現方法の改善研究

また、庁内委員会の報告書では、次のことが課題として挙げられている。

- コミュニティ活動への支援
- 市民参加手続規則の内容検討
- 条例の市民への浸透策の取組み。(市民目線での解説書の作成・概要理解のためのリーフレットの作成)

市としては、これまでの協議検討結果を尊重し、今回は見直し後の条例改正は行わないこととする。

ただし、見直しを通して明らかになってきた課題については、すぐに実行できる課題、例えば、市民への更なる浸透を図るための市民目線での解説書の作成や概要理解のためのリーフレットの作成については、直ちに着手するとともに、具体化に向けた協議検討が必要な課題については、富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会及び富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会で更に継続して研究協議を行い、実行に移すべく努力していきたいと考える。

今後も市民関係各位の知恵と力を生かした豊かな自治の推進をめざした取組みを積極的に図ってまいりたい。

富士見市長 星 野 信 吾